

聯合國總司令部最高指揮官

一九四六年五月七日

A P O 五〇〇

A G 三七〇〇五 (July 46) G C (SEA P IN - 九二七)

日本帝國政府ニ対スル覺書

東京中央涉外局經由

題名引揚

一、本覺書ハ

本平洋米國陸軍總指揮官

太平洋地區總指揮官

中國陸軍大元帥

東南亞細亞管区最高指揮官

濠洲軍總司令官

一安當ナル協定締結アリタル場合ハソビエツト極東軍總司令

官ノ軍管轄下ニ於ケル地域ヨリノ日本國籍ヲ有スル者

右從來中華民國、渤海、朝鮮及琉球ニ本籍ヲ有シ日本ニ於イテ所屬解除トナリシ者ノ引揚帰國ヲ規定セル基本的指令テアル

二、附屬書英凡ニ收錄シテアル覺書及ラヂオ放送ニ依ル今迄ノ指令ハ、

本指令ニ依ツテ無效トナル

三、今後、実施ニ關スル限り上記第一項ニ掲ゲた地域カラ及地域ヘノ引揚ニ關シテハ、總テノ指令ヘ、本覺書ノ追加又ハ修正ノ形式ニ於イ

テ日本帝國政府ニ對シテ變セラレル

四、且本帝國政府ハアメリカ第八軍司令官ノ監督下ニ本覺書附屬書指令ヲ実施スル

最高指揮官代理

A G D 代將、副官  
ビー。エム。フィッチ

## 附屬

附屬書其一 前日本占領地ニ於ケル日本人國籍者ノ引揚及日本ヨリノ日本人以外ノ者ノ引揚ニ關スル一設規定

附屬書其二 引揚過樞ニ在ル引揚者ノ日本ニオケル集合地

附屬書其三 日本ヘノ及日本ヨリノ引揚

附屬書其四 紙與皮帽袋

附屬書其五 医療衛生措置

附屬書其六 通貨、証券、其他ノ書類並ニ所持品

附屬書其七 雜項

附屬書其八 取扱事項

聯合國改組委員會高級諮詢會

一九四六年五月七日本帝國政府ニ為スル覺書  
五月七日（May 7, 1946）題名「引揚ニニ國スル

附屬書其六

通貨、有價証券及ビ其他ノ記載並ビニ財產

一、厚生省ハ日本ニ帰ツテクル日本人、並ビニ喪々ノ母國ニ帰ル中國人、台灣人、朝鮮人及球人ヲ処理スルニシツテハ次ノ手続ヲ実行スル。

二、日本ニ帰ツテクル日本國籍者ヲ処理スルニ際シテハ日本帝國政府ハ

a、左記ノ通貨及日本政府公債ヲ日本ニ持チ込ムニトヲ許可スルコト

(1) 次ノ金額ノ日本銀行円通貨及B号補助通貨

(2) 將校一一役高銀五百円

(2) 一ノ里一千田

(2) 右ノリ一千田ニ規定シタ限度ノ円通貨ニ代ルモノトシテノ北支ニ於  
ケル銀儲港ノ該銀監督者が發行シタ日本正交換証明書及開轉單  
ニ於イテ各行サレタ正則ナル証明アル円通貨受領証。

(3) 右ノリ一千田ニ規定シタ限度ノ円通貨及ビ交換証明書ニ代ルモノノ  
トシテノ由表示日本政府公債

日本監理單ノ合ム。

九、統チノ引揚者ガ持込ノ由通貨・交換証明書・乃照ハ日本政府公  
債ニ加ヘ日本人浮標ニヘ或時拘禁中支拂ハレ又ハ財蓄サレタ經  
費シイ追加額ノ持込ヲ許可スル。

・、交換証明書及開轉アル銀收証（前記二、四回參照）、ヲ一対一ペ  
・・シスア日本銀行通貨ニ交換シ、カク交換サレタ交換証明書ハ更  
ニ瑞吉國境高指揮官ノ指図ガアル迄、安全ニ保管スル。持込ヲ許

サレタ日本銀行通貨及日券通貨ト、下記港ナ何等カノ交換ニ依ツ  
テ尙ラレタ代リ金ノ合計トハ前記(一)(二)項ノ限度ヲ超過シテハナ  
ラナイ。

(2) 日本ニ持込マレタイカル外貨（持込マレシテ止ムテキル訳ア  
ルノミニマムモテノテノイ）トハ、  
トナガ、朝鮮銀行、台灣銀行及ビ~~瑞洲~~中央銀行發行通貨ヲ含ム  
一去交換シテハナラナイ。引揚者ニヨツテ日本ニ持込マレタカ  
カル通貨ヘ總テ儀々ノ受取~~付~~引換~~セ~~成上ゲラレ、聯合國收高指揮官  
カラ更ニ指凶ガアル迄安全ニ保管サレル。右ハ一九四五年十二月  
十三日付聯合國收高指揮官覺書第三項 RUE DE AG 1-23 (BUREAU)  
ESS 20 項名「日本人引揚者ヘノ救濟支拂一ヲ終正乃至ハ無效  
トスルコトニ解釋サレテハナラナイ。

a、左ノ財產證書ヘ日本ニ持込ムコトヲ許可スル即チ左掲ノ如シ。  
b、日本、朝鮮、台灣、廣東州支北之ニ於イテ日本山ヲ以テ當行サレ  
ク日本部便野金制度ノ郵便野金通票

(2) 簡易保険証書及ソノ他日本ノ会社發行人保険証書

(3) 日本ニ於ケル金融機關發行ノ銀行預金通帳

(4) 日本陸海軍野戰郵便局時金通帳

(5) 中國引揚者ノタメニ四預金ニ對シテ在支横浜正金銀行ノ發行  
シカ四隅送金受領証。

但シ如何ナル人ニ依ツテ携行サレタ送金受領証ヲモ四通貨、  
交換証明書及ビヘ又ハ一日本政府公債ト加算シタ場合ノ総額  
ハ前記二、三項ニ規定サレタ額フ超過シテハナラナイ。

・・・衣類及個人ノ置値アル所有物ハ所有者ノミガ携行スル事ヲ許  
可スル。コレハ各人ガードキニ持運ナコトガ出來ル分量ニ限定  
サレルコトナル。

(1) 個々ノ領收証引換ニ取上ゲルノハ

(2) 前記二、三項ニ規定シタル限度ヲ超過シタ總テノ通貨乃至  
六通貨トヘ又ハ一交換証明書、送金受領証、日本政府公債

トノ組合セ及ビスベテノ外國通貨（前記二〇二項参照）

(1) 金貨若クハ銀貨

(2) 金、銀又ハ白金ノ地金若クハ地金ノ形タシタソレテノ合金

(3) 小切手、送金爲等、寫株主形、債券、約束主形、支拂指図書、譲渡指図書乃至ソノ他ノ財産証書但シ前記二〇三リニ

一項ニ掲ゲタホノヲ除ク

(1) 代理權、委任狀乃至ハ其他日本内外ノ金銭上或ハ資產上ノ

取引ヲモタラスヤウナ許可書若クハ指図書

(2) ソノ他右ニ特記シテナイガ負債ハ証拠トナルモノ若クハ財

產所有權ノ証拠トナルモノ

(3) 所有者以外ノ他ニ唐木瓦器等藝術品及ビ個人的貴重品並ビニ前

ニ一項記載ノ限テフ母過シタ個人ノ所有品

(2) 個々ノ領收証引換ニ取上ゲラレタコレラノ項目ノモノハ、聯  
合國最高指揮官カラ更ニ指図ガアル迄、安全ニ保管スベシ。

(1) 復員スル海外派遣軍へ左ラ日本ニ携行シテ差支ナイ。

(2) 軍人ニ開スル從軍記錄、昇級資料、賞與、勳章、給料、手当及ビ配給ニツイテノ後方勤務書類並ビニソノ他最終記錄及ビ軍人軍属ノ除隊書ヲ完成スルタメ必要ナ公文書類・個人ノ事項ニ開スル後方勤務諸規則並ビニ諸手続ハコノ許可ニ包括サレケホル

(3) 装備成及裝備、部隊交代、司令及指揮者ノ交迭表

(4) 保健規則、病院記錄及病患報告書

(5) 軍事裁判手続、逮捕監禁ノ記錄、及ビ係争事件ノ繙

(6) 軍会計ニ限ラレタ財産目錄、豫算、領收証、公金仕拂金、決

済金

(7) 復員並ニ引揚規則

(8) 各地ニ於ケル日本國籍者ノ人口調査

(9) 善ツテ軍属トシテ死亡シタ者ヘノ支給賡清算ノタメ必要ナ公

文書

(1) 行方不明者及び脱走者一覧表

(2) 政府機関ノ印判

(2) 上記ノ二、(2) (4) 項カラニヨリ(1) 項ニ記載サレタ項目ヘ乗船港及下船港ノ然ルベキ當局ノ指揮命令ハ對抗シナカ。乗船港デ乘船ガ終ツタ時ハ、コレラノ項目ノモノヘ當地區聯合國司令官指定者ノ管理下ニ、出発引揚緒ニ積込マレル。該文書ノ指定管理人ハ日本帝國政府監督下ニコレラノ書類ヲ移管シ最終ノ整理ヲ終ヘシタメニ、出発港カラ發行サレタ委任狀及出港認可證明書ヲ下船港ノ一定ノ當局者ニ提出スルコトトナワテキル。上記ノ二、(2) 項ノ規定ハ政策目的ダト解釋サレテヘナラナイシ又出先聯合國司令官ガ、カカル書類ヲ必要アリト認ヌタ場合ニヘソノ地区ニ留保スルトイフ特權ヲ放棄スル意味ノモノデナイ。

三、日本ヲ引揚ゲテ夫々ノ母國ニ居ル朝鮮人、中國人及台灣國籍者及琉  
球人ヲ取扱フ場合ニハ、日本政府ハ

・一人当リ一千円ヲ超過シナイ額ノ四通貨ヲ携帯スルントラ許可  
スルント

(1)中國人、台灣人及琉球人ハ日本銀行通貨ヲ携帯スル

(2)日本帝國政府ハ朝鮮國籍者ノタメニ一對一ペーステ朝鮮銀行  
券ヲ日本銀行券ニ交換スル

・朝鮮人、中國人ニハ通貨ノ他ニ左ノモノヲ携帯スルントラ許可

スルント、即チ

(1)日本ニ於ケル金融機關及ビ引揚先ノ國ニ於ケル金融機關ノ銀行

シタ郵便貯金通帳及銀行預金通帳

(2)日本及ビ引揚先ノ國ニ於イテ銀行サレシタ保険証券

日本テ仕拂ハレル小切手、為替及ビ預金証書

・ 衣類及ビ價値アル所有物ハ所有若ニノミ携行スルシトヲ許可スル。結果トシテソレラノ重量ハ一人当リニ五〇ボンド以内ニ制限サレル。日本帝國政府ハ、引揚子定ヲ逕ラスントナクシテナノ追加荷物ヲ処理ハルヤウ必要ナ手段ヲトル。

(1) 備々ノ領收証ニ付シテ取上ケル、即チ

(2) 前記三、ニ項ニ述ベタ額ヲ超過スベテノ他ノ通貨及田地貢。朝鮮人引揚者が持行シバ日本銀行通貨ハ全部榮金セラレ朝鮮銀行通貨トノ交換ヲ待テレタ額ヲ超過スル総テノ額ニ付シ備々ノ領收証ガ發行サレル。(前記三、ニ(2)項及ビ一九四六年三月三十日付聯合國最高司令官覽書 F 1220-A G 051'31 (MORAWAKI) EMA / EMA (SOAPING-1854-1A) 諸名「朝鮮引揚者ノタメノ通貨兌換」參照)

色金、銀、若々ハ白金ノ地金乃至ハ地金ノ形ラシダソレラノ